

「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」

毎月
25日は 上京の安心安全点検日

北野天満宮における消防訓練

夏の文化財防火運動の取組として、7月15日北野天満宮において合同消防訓練を行いました。

北野天満宮、上京警察署、上京消防署、上京区役所等から約70名が参加し、参拝者の安全と文化財を守るとの意気込みで、訓練を行いました。



当日の様子

☎ = 地域力推進室（総務・防災担当）（☎441-5029）

区社協通信

防災ゲームの貸出を行っています

区社会福祉協議会では、楽しみながら防災について学ぶことができるゲーム（「なまずの学校」「避難所運営ゲーム（HUG）」等）の貸出を行っています。小学校や地域の団体等で防災ゲームに関心のある方、また防災に関する講座にご興味のある方は、ご相談ください。



☎ = 上京区社会福祉協議会
（☎432-9535、区総合庁舎 2階②番窓口）

自治会・町内会などの皆様へ

コロナでお悩み・お困りの地域活動を応援します！

新型コロナウイルスにより大きな影響を受ける地域活動に安心して取り組んでいただくため、京都市では具体的な活動方法・事例を紹介し、区役所・支所と連携して活動への支援を行っています。詳しくはお問い合わせください。



【支援例】

- ・コロナ対策を施した活動方法・事例の紹介
- ・地域活動における感染予防策への助成
- ・地域活動へのICTの導入支援

京都市 新しい地域活動スタイル 🔍 検索

☎ = 市地域自治推進室（☎222-3049）

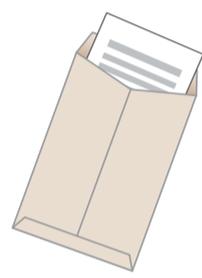
8月は道路ふれあい月間
道路の役割や大切さを知っていただくため、土木事務所と、警察署・消防署・区役所が協働でパトロール等を実施しています。
道路にはみ出た看板や商品、放置された自転車等は、車椅子を利用されている方の通行の妨げになったり、歩行者が転倒する原因になる等、大変危険です。一人一人の心掛けで、より安全



昨年度のパトロールの様子

に道路を利用することができます。皆様のご理解とご協力をお願いします。
☎ 北部土木事務所（☎492-3111、FAX 492-5036）

国民健康保険からのお知らせ
入院や高額な外来受診等により、高額な自己負担が見込まれる方は、申請により「限度額適用認定証」等を交付します。
保険証と併せて医療機関にご提示ください。
（1）毎月一つの医療機関における支払額が自己負担限度額となります。
（2）入院時の食事代が減額されます（市民税非課税世帯のみ）。



※70歳未満の方で保険料を滞納している場合は、（1）の交付が受けられない場合があります。
※70歳以上の方は、所得状況によって申請が不要な場合があります。
☎ 保険年金課（保険給付・年金担当）（☎441-5138、1階⑦番窓口）

エコまちステーション
水分補給はマイボトルをご利用ください
市販の飲料容器はワンユース（一回使い切り）でリサイクルにも多くのエネルギーを消費しています。マイボトルは繰り返し利用

用でき、ごみの削減にもつながります。マイボトルを持ち歩いて水分補給をしませんか。
☎ 上京エコまちステーション（☎366-0776、1階⑨番窓口）

現況届等の提出をお忘れなく

下表手当を受給中の方は、指定期間中に届出をしてください。正当な理由なく届出がない場合、8月分以降の支給が受けられなくなります。

手当の名称	必要な届出提出期限	提出先・問合せ
児童扶養手当	現況届 8月31日（月）	子どもはぐくみ室（子育て推進担当） （☎441-5119、3階②番窓口）
特別児童扶養手当	所得状況届 9月11日（金）	障害保健福祉課 （☎441-5121、3階③番窓口）
特別障害者手当	現況届 9月11日（金）	
障害児福祉手当		
経過的福祉手当		
外国籍市民重度障害者特別給付金		

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、紙面に掲載している催し等が中止・変更になる場合があります。

市の福祉医療制度のお知らせ

市内在住で医療保険加入者を対象に医療費等の自己負担を軽減する制度を実施しています。制度の適用を受けるには申請が必要です。



制度	対象者	申請・問合せ
ひとり親家庭等医療	次のいずれかに該当する方 (1)生計を一にする父又は母のない18歳到達後最初の3月31日までにいる児童 (2)(1)の児童と生計を一にする母又は父 (3)両親のいない児童と、その児童を扶養する20歳未満の方等 ※所得制限があります。	子どもはぐくみ室（子育て推進担当） （☎441-5119、3階②番窓口）
重度心身障害者医療	次のいずれかに該当する方 (1)1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方 (2)知能指数(IQ)が35以下の方 (3)身体障害者手帳3級を持ち知能指数(IQ)が50以下の方 ※所得制限があります。	障害保健福祉課 （☎441-5121、3階③番窓口）
重度障害老人健康管理費	65歳以上70歳未満で、次のいずれの方にも前年の所得税が課されていない方 (1)本人 (2)配偶者 (3)同一住所にお住まいの方及び別住所にお住まいの方（扶養関係がある方）のうち主たる生計維持者	保険年金課（保険給付・年金担当） （☎441-5138、1階⑦番窓口）
老人医療	65歳以上70歳未満で、次のいずれの方にも前年の所得税が課されていない方 (1)本人 (2)配偶者 (3)同一住所にお住まいの方及び別住所にお住まいの方（扶養関係がある方）のうち主たる生計維持者	健康長寿推進課（高齢介護保険担当） （☎441-5106、2階⑤番窓口）
子ども医療	0歳から中学校3年生までの方 ※15歳到達後、最初の3月31日までにいる方	市子ども家庭支援課分室（中京区烏丸通御池下る虎屋町井門明治安田生命ビル3階） （☎251-1123）

※申請には健康保険証、印かんをお持ちください。制度により身体障害者手帳、戸籍謄本等が必要となります。入院時の食事代及び居住費等は支給の対象となりません。

※老人医療及び子ども医療は一部負担金の支払いが必要です。

京都市 福祉医療制度 🔍 検索